

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成14年分の源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果（抜粋）から成っている。課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕えたものである。民間給与実態統計調査は、給与所得者（民間企業に属する者に限る。）の規模別、業種別に人員、平均給与額等を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査、集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは一致しない。

2 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目						調査方法	
		源泉徴収者数	支払人員	支払金額	給与		税額		譲渡利益額
					人員	金額			
3-1 課税状況	所得種類別								
(1) 課税状況							○	全数調査	
(2) 加算税							○	〃	
(3) 源泉徴収義務者数の累年比較		○						〃	
(4) 税務署別源泉徴収義務者数		○						〃	
(5) 利子所得等の課税状況				○			○	標本調査	
(6) 配当所得の課税状況			○	○			○	〃	
(7) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況							○	○	〃
(8) 給与所得、退職所得の課税状況			○	○	○	○	○	〃	
(9) 給与所得、退職所得の課税状況の累年比較			○	○		○	○	〃	
(10) 報酬・料金等の課税状況			○	○			○	〃	
(11) 非居住者等の課税状況			○	○			○	〃	
(12) 税務署別課税状況						○	全数調査		
3-2 民間給与実態統計調査結果（抜粋）	規模別、業種別								
(1) 給与所得者数・平均給与額					○	○		標本調査	
(2) 納税者数・非納税者数（1年勤続者）					○			〃	

3 源泉徴収税率（平成14年分）

- (1) 利子所得（源泉分離）……………15%
 （注）このほかに地方税5%の特別徴収が必要
- (2) 配当所得
- ① 株式等
- イ 総合課税分……………20%
 ロ 源泉分離分……………35%
 ハ 確定申告不要分……………20%
- ② 証券投資信託の収益の分配（源泉分離）……………15%
 （注）このほかに地方税5%の特別徴収が必要
- (3) 割引債の償還差益（源泉分離）……………18%（又は16%）
- (4) 上場株式等の譲渡所得等（源泉分離）……………20%
 （平成元年4月1日以降適用）
- (5) 給与所得 「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額……………（略）
- (6) 退職所得
- イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合
 〔(退職手当等の収入金額－退職所得控除額)×1/2〕×税率……………（注）
 （注）税率とは申告所得税の一般の税率をいう。……………（P16参照）
- ロ 「退職所得の受給に関する申告書」の提出がない場合……………20%
- (7) 公的年金等（恩給、国民年金など）……………10%
 （注）公的年金等の支給金額から控除する額は、「公的年金等の受給者の
 扶養親族等申告書」の提出の有無により異なる。
- (8) 報酬・料金等
- イ 原稿料など（所得税法第204条1項1号）
 弁護士、税理士など（同条1項2号）
 職業野球選手、騎手など（同条1項4号）
 芸能などについての出演、演出など（同条1項5号）
 契約金（同条1項7号）
- ロ 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条1項2号）＝1回の支払金額1万円超
 職業拳闘家（同条1項4号）＝1回の支払金額5万円超
 外交員、集金人、電力量計の検針人（同条1項4号）＝月中の支払金額12万円超
 バー、キャバレーのホステス等
 （同条1項6号、措置法第41条の19）＝(5千円×日数)を超える額
 広告宣伝の賞金（同条1項8号）＝1回の支払金額50万円超
 競馬の馬主が受ける賞金（同条1項8号）＝(賞金額の20%+60万円)を超える額
- ハ 診療報酬（同条1項3号）＝その月の支払額20万円超……………10%
 ニ 芸能法人（所得税法第174条第10号）……………10%
- (9) 生命保険契約などに基づく年金（所得税法第207条）
 = { (支払う年金の額－その年金の額に対応する
 保険料又は掛金の額)〔25万円を超える場合〕 }……………10%